

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県愛知郡長久手町

2. 構造改革特別区域の名称

長久手町よく遊び自然に親しむ給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

愛知県愛知郡長久手町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

長久手町は、愛知県の尾張丘陵のほぼ中央に位置する愛知郡の北端にあり、東は豊田市、西は名古屋市名東区、南は日進市、北は名古屋市守山区、尾張旭市、瀬戸市に隣接し、天正12年（1584年）に豊臣秀吉と徳川家康の両軍勢が正面から衝突した「小牧・長久手の戦い」の古戦場として良く知られている。

全町域面積は21.54km²、南東に高く北西に低い地形で、南東部の最高点で標高約184m、北西部の最低点で標高約43m、東西約8km、南北約4kmの中央のくびれた長方形で人口47,003人(平成20年4月1日現在)の町である。

尾張丘陵と濃尾平野とが接する地点に位置するため、その地形は比較的複雑で、町内の中心部を一級河川香流川が南東から北西にかけて貫流している流れにあわせ、緩やかに傾斜するが、所々に小丘が盛り上がる表情豊かな地勢を呈し、町の東部には2005年日本国際博覧会（愛・地球博）が開催された愛・地球博記念公園があり、準絶滅危惧（NT）に登録されるオオタカの捕食地となる緑豊かな里山と田畑を有している。

昭和41年の愛知県立芸術大学を始め、愛知医科大学、愛知淑徳大学、愛知県立大学と相次いで開学し、文教地域として発展するとともに、町西部地域を中心とした土地区画整理事業による宅地開発が進み、名古屋市営地下鉄や主要地方道力石・名古屋線の利用で名古屋市の中心部まで30分圏内の通勤距離であることから、名古屋市のベッドタウンとして発展を続け、県下でも有数の人口急増地域となっている。そのため、転入者の多くが共働きの子育て世代であり、増加する保育需要と多様な要望に対応するため、子育て支援施設の充実が急務となっている。町内には、保育所が6施設あり、全体で800名の定員を擁し、延長保育、一時保育、障害児保育などの特別保育を実施し保育の充実に努めている。しかし、公立保育所6施設の内、3所が昭和49年～昭和53年と建築が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により所内調理の実施が困難な状況にある。

大型調理施設である「長久手町立長久手給食センター」では、小中学校の給食提供に当たり、「愛知を食べる学校給食の日」などを設け、地域の農産物を多く取り入れると共に、食育に積極的に取り組んでいる。保育所給食を同所で行うことにより、安心で安全な食の提供が可能であるばかりでなく、進学時の障害を無くすと共に、一環

した食育が可能となる。また、施設維持の経費節減や調理員の適正配置による人件費の節減、食材調理における残渣の縮小をはかることができ、今後必要とされる子育て支援策に注力できる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

区画整理事業の進展にともない長久手町の西部地域を中心に人口急増してきたところであるが、新たに南部地域においても住宅整備が進み、若い共働き世帯が流入していることから、従来の保育所で受け入れるべき幼児・児童の数の増加と、未成熟な子育て世代の支援としての役割が保育所に要求されている。特に、食環境においては、家庭での食習慣の乱れが、健全な体や精神の発育に障害として悪影響を及ぼす例が顕在化してきている。この状況の中で、子育て支援の一翼を担う保育所の特別保育事業の充実を図る必要があるが、一方で限られた財源を効率的に活用することも不可欠であり、持続可能な保育サービスの提供が課題である。

「長久手町立長久手給食センター」からの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一括購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設設備の維持管理費等の節減が図られる。よって、保育所運営の合理化と子育て支援施策の充実のための財源の確保が可能となる。また、一つの施設で調理することにより衛生面での管理が容易となり、より安全な給食を提供できる。保育所から中学校にいたる食の提供において、発達段階に応じてバランスのとれた給食を提供することが可能となり、地域食材を取り入れた学校給食の取り組みを保育所においても享受できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 食材の安全を確保し、永続的に提供する。
- ② 保育所の合理化を進め、多様な保育需要に対応した保育を実現する。
- ③ 一環した食育により発達段階に応じた正しい食習慣の定着を実現する。
- ④ 地元食材の調達に努め、地域の味や食文化の継承に資する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食センターで食材の購入調理することにより、材料費、人件費、光熱水費等の節減、残渣の縮小を図り、その財源を保育サービス本体の充実に投入できる。
- ② 地域の食材を利用することにより、乳幼児時期から地域の味や食文化にふれることにより、家庭での食に関する関心を高め、ひいては地域の農業振興にも繋がる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(学校給食事業)

長久手町立長久手給食センターの運営委員会、献立作成委員会、物資選定委員会に園長が委員として参画し、情報交換や連携をおこなうことで、乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。

(長久手田園バレー事業)

農のある暮らし、農のある街づくりを根幹として、田園環境の保全や活用、また、農的な営みや農的なくらしの保全を図るための取り組みとして、都市農村交流施設の設置や市民農園の整備を行う「長久手田園バレー事業」を実施している。これに加え、株式会社等による農業経営や、農地所有者等による市民農園の開設を推進するための取組を実施し、農業外の新たな活力を導入することによって、当地域農業の持続的発展を図っている。子ども版プロジェクトとして「平成子ども塾」を設置し、子どもたちの積極的な体験型事業を実施している。

(子育て支援事業)

0歳からの乳児保育、一時保育、延長保育の実施により子育て世代の負担軽減や子育て相談体制の整備や親子で楽しく参加できる交流事業を実施している。

(次世代育成支援事業)

訪問指導の充実による乳幼児の健康の確保や、放課後児童の健全な育成支援として、放課後児童クラブの運営や児童館事業の充実を図っている。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長久手町内の公立保育所

長久手町立上郷保育園、長久手町立色金保育園、長久手町立長湫東保育園、長久手町立長湫西保育園、長久手町立長湫北保育園、長久手町立長湫南保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を、給食センターで調理し、各保育所に搬入して実施する。保育所の調理員を給食センターに派遣する。一般調理とアレルギー除去食の対応、離乳食対応として保育所に1名配置するものとする。

給食センターには、園児用の調理器具、食器等適宜補充し、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管する。学校の夏季休業中においても、同様に実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、各所とも、加熱設備としてガステーブル、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳器具として配膳車が備え付けてあり、再加熱や冷蔵・冷凍、配膳は可能である。また、体調不良児への対応については、保育士、調理員、給食センターの栄養士が協議し対応する。

(保育所調理室の状況)

	調理室面積	加熱設備	保存設備		その他	
		ガステーブル	冷凍・冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	消毒保管庫
上郷保育園	22.10 m ²	2口1台	2台	1台	6台	1台
色金保育園	28.63 m ²	3口1台	2台	1台	8台	1台
長湫東保育園	22.58 m ²	2口1台	3台	1台	6台	1台
長湫西保育園	39.50 m ²	2口1台	3台	1台	8台	1台

長湫北保育園	19.81 m ²	2口1台	3台	1台	8台	1台
長湫南保育園	27.33 m ²	3口1台	1台	1台	6台	1台

(2) 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、給食の内容は、保育所給食独自の献立とする。また、年齢に応じて、味付け、大きさ、固さ、量を変え提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理し提供する。
給食のほか、おやつを午前1回、午後1回提供するが、おやつについては、可能な限り各保育所の調理室で調理し提供する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

- ① 調理方式は、給食センターから各保育所まで30分程度で到着するため、クックサーバ方式とする。
- ② 運搬及び保管方法については、専用コンテナに入れ、専用の給食運搬車で運搬する。
- ③ 検食については、配送前に給食センターにおいて、異物の混入の有無の確認を行い、更に保育所においても行う。
- ④ 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元との委託契約の締結が必要であるが、当町設置の公立保育所及び給食センターであり、委託契約の締結はなじまないことから保育所を所管する子育て支援課と給食センターを所管する教育総務課が覚書を締結することとする。

【給食の配送計画】

(配送)

Aルート（色金保育園・上郷保育園）

10:16 給食センター

↓

10:20 色金保育園

↓

(11:00 配膳開始・11:30 給食開始)

10:29 上郷保育園

↓

(11:00 配膳開始・11:30 給食開始)

10:40 給食センター

↓

10:45 北小学校

↓

10:51 給食センター

↓
11:07 西小学校
↓
11:18 給食センター

Bルート（長湫北保育園・長湫西保育園）

10:17 給食センター
↓
10:19 長湫北保育園
↓（11:00 配膳開始・11:30 給食開始）
10:26 長湫西保育園
↓（11:00 配膳開始・11:30 給食開始）
10:34 給食センター
↓
10:42 長久手小学校
↓
10:54 東小学校
↓
11:10 給食センター
↓
11:21 長久手中学校
↓
11:33 給食センター

Cルート（長湫東保育園・長湫南保育園）

10:18 給食センター
↓
10:27 長湫東保育園
↓（11:00 配膳開始・11:30 給食開始）
10:32 長湫南保育園
↓（11:00 配膳開始・11:30 給食開始）
10:44 給食センター
↓
10:58 南小学校
↓
11:13 給食センター
↓
11:28 南中学校
↓
11:41 給食センター

(回収)

Dルート

13:10 給食センター

↓

13:20 上郷保育園

↓

13:25 東小学校

↓

13:35 長湫東保育園

↓

13:40 色金保育園

↓

13:48 給食センター

↓

13:52 北小学校

↓

13:57 長湫北保育園

↓

14:01 給食センター

↓

14:08 長久手小学校

↓

14:14 長久手中学校

↓

14:25 給食センター

Eルート

13:19 長湫南保育園

↓

13:26 南中学校

↓

13:38 長湫西保育園

↓

13:45 給食センター

↓

13:56 南小学校
↓
14:09 給食センター
↓
14:21 西小学校
↓
14:32 給食センター

【給食センターの概要】

名 称：長久手町立長久手給食センター

設置年月：昭和47年8月15日（新築）

昭和63年3月31日（増改築）

構 造：RC造平屋（調理棟）、鉄骨造2階（管理棟）

建築面積：1,492㎡（調理部分1,225㎡）

職 員：25.5人

所 長 1名

事 務 1名

学校栄養士 2名

調 理 員 11名

臨時任用調理員 8名

運転手(委託) 3名

調理能力：1日 5,000食

調理器具：蒸気回転釜、ガス回転釜、自動フライヤー、スチームコンベクションオーブン、食器洗浄機、食缶洗浄機、食器消毒保管庫、食缶消毒保管庫、真空冷却機、ボイラー等

- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、「公立保育所における食育に関する運営方針」に基づき食事を提供するよう努めることについては、献立作成会議及び物資選定会議に保育所専任栄養士、指導保育士、園長等が参加することにより、発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保すると共に、保護者等の意見を反映させ、正しい食習慣が身につくよう食育を推進する。

アレルギー食の対応については、全ての園児に対し保護者との面接を行い、提供可能な食材を把握し、除去食を提供する。また、献立を事前に知らせることにより、家庭での食材の幅を徐々に広げて行き、保育所との連絡を密にし、給食に反映していく。また、除去食の一般の給食との混同を避けるため、設備・備品を専用のもとする。

食育の推進としては、長久手町食育推進計画に基づき総合的に推進していく。